

生徒のバランスのとれた心身の成長や学校生活に向けて
－部活動に関する総合的なガイドライン－

令和元年7月
東京都教育委員会

はじめに

部活動は、スポーツや文化及び科学等に興味・関心のある同好の生徒が参加し、顧問をはじめとした関係者の指導の下、学校教育の一環として行われており、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養^{かんよう}に資するなど教育的意義があります。異年齢の生徒同士や、生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、生徒の人格形成や健全育成に大きな役割を果たしてきました。

都内公立学校を対象とした、平成 30 年度部活動実施状況調査によると、中学校で 86.9%、高等学校で 78.1%、特別支援学校で 52.7%もの多くの中学生や高校生が、部活動に参加しています。一方、連日にわたる長時間の練習やスポーツ医・科学を無視した指導及び体罰による事故の発生や、週当たりの時間外労働が月 80 時間（過労死ライン相当）を超える教員の割合が中学校で 48.5%、高等学校で 21.3%、特別支援学校で 5.8%となるなど、部活動指導が長時間勤務の要因の一つになっているといった課題が挙げられます。

部活動の実施に当たっては、生徒の自主的・自発的な参加となるよう生徒が参加しやすい実施形態等を工夫するとともに、より合理的でかつ効率的・効果的な活動に改善したり、生徒の生活全体を見渡して休養日や活動時間を適切に設定したりするなどして、生徒のバランスのとれた心身の成長や学校生活に配慮する必要があります。

こうしたことから、都教育委員会は、部活動検討委員会における協議を経て、適切な部活動運営に向け、部活動の教育的意義や在り方に関する方針、また、体罰等の防止及び重大事故防止に向けた安全対策、健康面での留意事項等をまとめた「生徒のバランスのとれた心身の成長や学校生活に向けて－部活動に関する総合的なガイドライン－」を作成しました。

各学校においては、本ガイドラインを参考に、教職員の共通認識の下、家庭や地域と連携を図りながら、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」の育成につながる適切な部活動運営を推進するようお願いします。

また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会は、今後の部活動の在り方に大きな影響を与える契機となることが予想されます。区市町村教育委員会及び関係団体等におかれましては、各学校における持続可能な運営体制の整備に向け、御支援・御協力をよろしくお願いします。

令和元年 7 月

東京都教育委員会

目次

はじめに

第1章 部活動の教育的意義と適切な運営の在り方

1	部活動の教育的意義と位置付け	2
2	部活動運営上の留意事項	6
3	部活動指導者の役割	9
4	部活動の適切な運営のための体制整備	14
5	適切な休養日・活動時間の設定	20

第2章 東京都教育委員会 部活動の在り方に関する方針

1	〈東京都教育委員会〉運動部活動の在り方に関する方針	22
2	〈東京都教育委員会〉文化部活動の在り方に関する方針	27

第3章 体罰、不適切な行為の防止

1	求められる指導者像 – Good Coach を求めて –	34
2	部活動指導者に求められるコンプライアンスと倫理規範	35
3	文部科学省の見解	36
4	体罰の定義	38
5	体罰の陰に隠れていた暴言や不適切な指導	39
6	体罰関連行為のガイドライン	40
7	東京都における体罰の実態	43
8	体罰が繰り返される構造	44
9	体罰のない部活動の推進	45
10	不適切な行為（わいせつ行為）、セクシュアル・ハラスメントの防止	49

第4章 部活動における重大事故防止に向けた安全対策

1	運動部活動において発生する事故の要因、運動やスポーツに内在する危険性等	52
2	都立学校における体育的活動に起因する事故の現状	54
3	部活動を安全に進める上でのポイント	56
4	事故防止に対する取組	60

第5章 部活動中における健康面での留意事項

1	熱中症の理解	66
2	熱中症の予防	71
3	頭部外傷の理解と予防	75
4	その他、注意すべきスポーツ外傷・スポーツ障害及び心身の状態	79

第6章 各競技における重大事故防止のためのガイドライン

1	陸上競技（投てき種目）	86
2	バスケットボール	88
3	バレーボール	90
4	ソフトボール	92
5	硬式野球	94
6	ラグビーフットボール	96
7	サッカー	98
8	ハンドボール	100
9	アメリカンフットボール	102
10	柔道	104
11	剣道	106
12	水泳	108
13	弓道	110
14	登山	112
15	空手道	114
16	アーチェリー	116

第7章 部活動の実践事例

1	調布市立第四中学校（男子バレーボール部）	120
2	小平市立小平第一中学校（剣道部）	122
3	東京都立富士高等学校（陸上競技部）	124
4	東京都立鹿本学園（ボッチャ部）	126
5	世田谷区立桜丘中学校（演劇部）	128
6	東京都立白鷗高等学校（吹奏楽部）	130
7	東京都立南多摩中等教育学校（太鼓部）	132
8	東京都立永福学園（音楽部）	134
9	生徒の多様なニーズに応える部活動の紹介	136

関係資料

・東京都における部活動の現状	138
・学校における体育活動中（含む運動部活動）の事故防止等について	140
・水泳授業等におけるスタートの取扱いについて（通知）	141
・熱中症事故の防止について（通知）	142
・保健体育科における武道の安全管理の徹底について	143
・運動部活動におけるテーピングやスポーツマッサージに係る服務事故の防止について（通知）	144
・部活動検討委員会設置要項	145
・部活動検討委員会名簿	148
・参考・引用文献等	151

今後の部活動の目指す方向性

－部活動に関する総合的なガイドラインの趣旨－

都教育委員会の運動部活動及び文化部活動の方針を実効性あるものとし、学校における教員の勤務負担軽減を図りながら、部活動のより一層の充実を推進するため、部活動検討委員会における協議を経て、「生徒のバランスのとれた心身の成長や学校生活に向けて－部活動に関する総合的なガイドライン－」を作成しました。

〈主な方向性〉

- ① **生徒の自主的・自発的な参加**により行われる部活動において、学校教育の一環として教育課程との関連を図りながら、生徒の主体的・対話的で深い学びを実現していくこと。例えば、活動計画を生徒が、顧問の指導の下、主体的に作成して活動を実施していくなどが考えられる。
- ② 技能や記録の向上等、生徒がそれぞれの目標を達成できるよう、科学的トレーニングの積極的な導入等により、短時間で効果が得られるような**より合理的でかつ効率的・効果的な活動**を行うこと。
- ③ 成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、**休養日や活動時間を適切に設定**すること。
- ④ 指導内容の充実、生徒の安全確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から、円滑に部活動を実施できるよう、専門的な技術指導に加えて大会引率等ができる**部活動指導員を積極的に任用**するなどして、**指導体制を整備**すること。